



年金制度基礎資料集



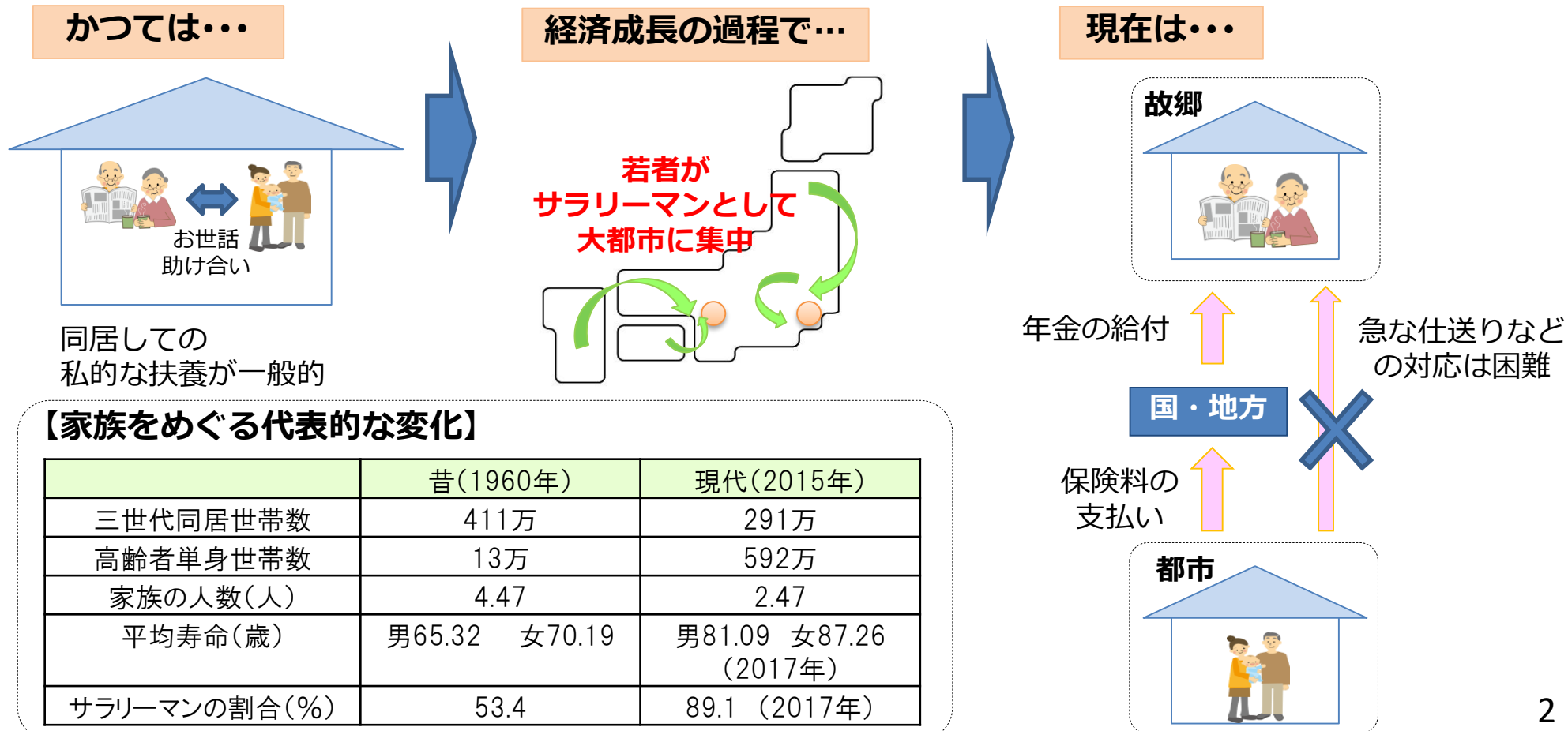
2021年3月
厚生労働省年金局

1. 公的年金制度について



公的年金制度が整備された背景

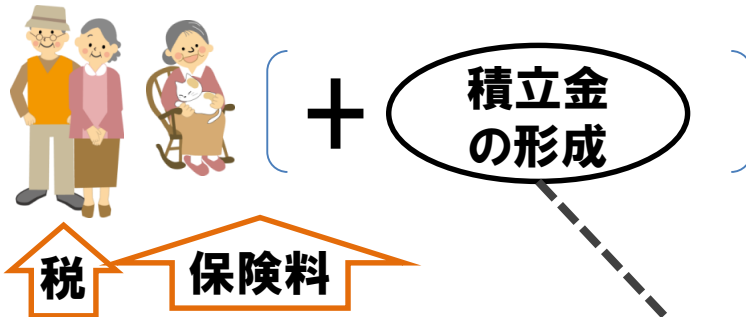
- かつては、親と同居して農業や自営業と一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。
 - 経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。
- 公的年金制度によって、親の扶養のための費用の負担が軽減されている。



公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。

《第1世代》



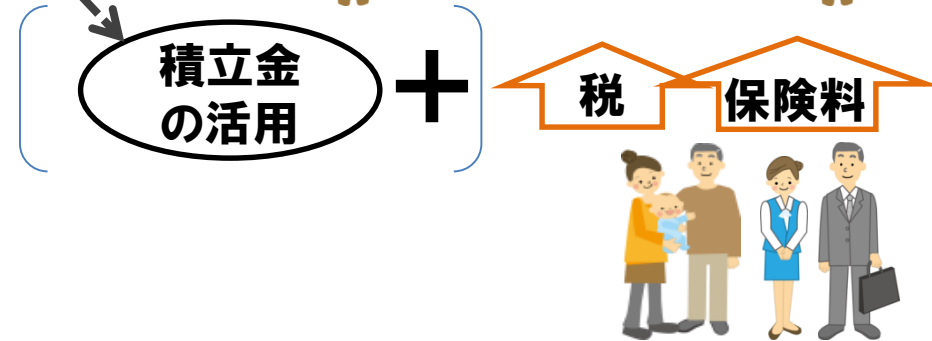
《第2世代》



年を取る



《第3世代》



過去

現代～将来

公的年金制度は、予測できない将来に備えるもの

老後に備えて貯蓄をしても…

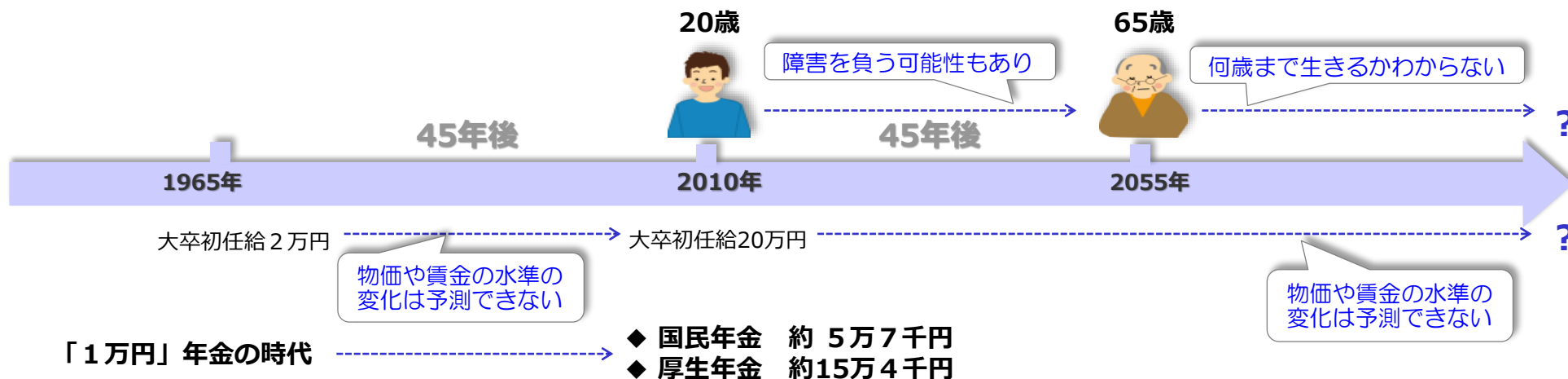
人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

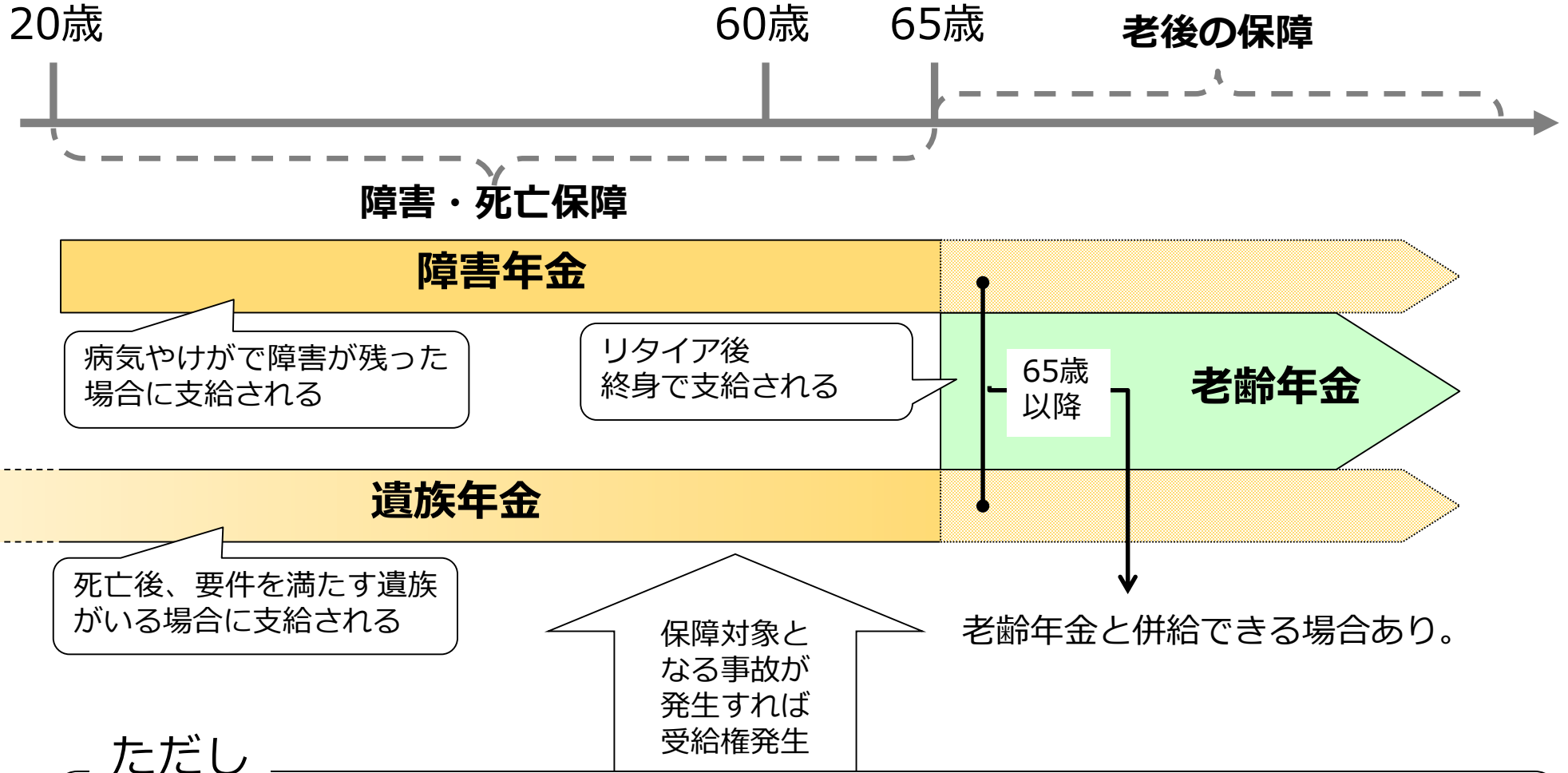


昔と今の物価

品 目		1965年	→	2010年
鶏肉	100g	71.8円		129円(1.8倍)
牛乳	瓶1本	20円		114円(5.7倍)
カレーライス	1皿	105円		742円(7.1倍)
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円		411円(5.7倍)
ノートブック	1冊	30円		144円(4.8倍)

(出典:小売物価統計調査)

公的年金制度は、一生涯の「保険」



受給要件を満たしていないと、年金は支給されない

障害年金・遺族年金：事故発生時の直近1年間に保険料の未納がないこと（注）

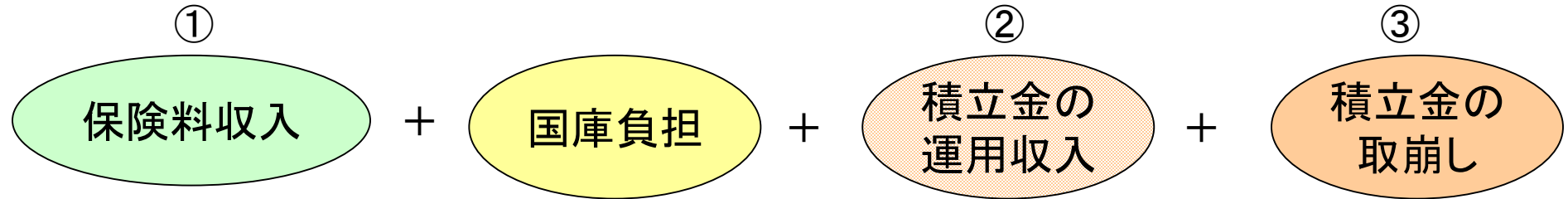
老齢年金：原則10年（※）以上の加入期間があること（※平成29年8月から「25年→10年」に短縮）

※障害年金・遺族年金は要件に該当しなくなると支給されなくなる場合がある。

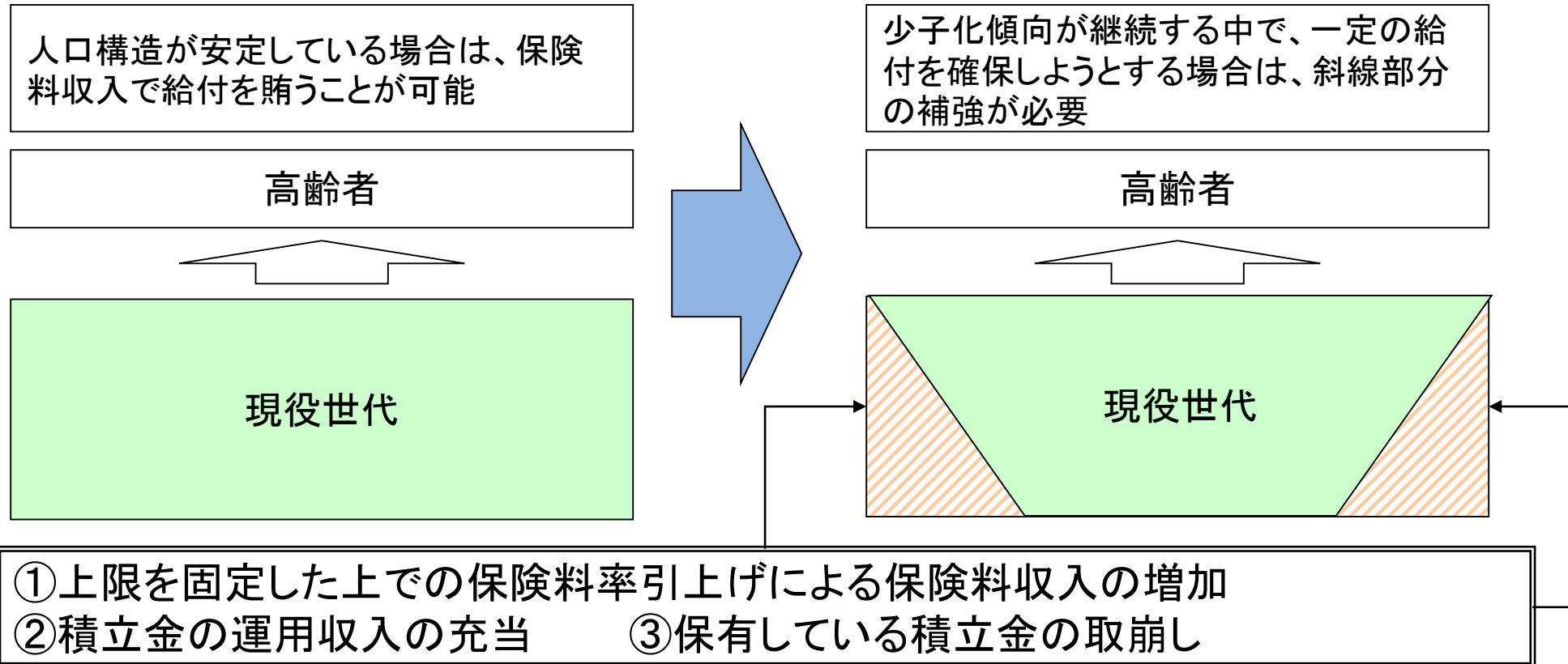
（注）事故発生以前、保険料の未納期間が3分の1未満の場合も受給要件を満たすことができる。

公的年金制度の財源について

○年金を給付する財源は、



○人口構造の変化と積立金の役割

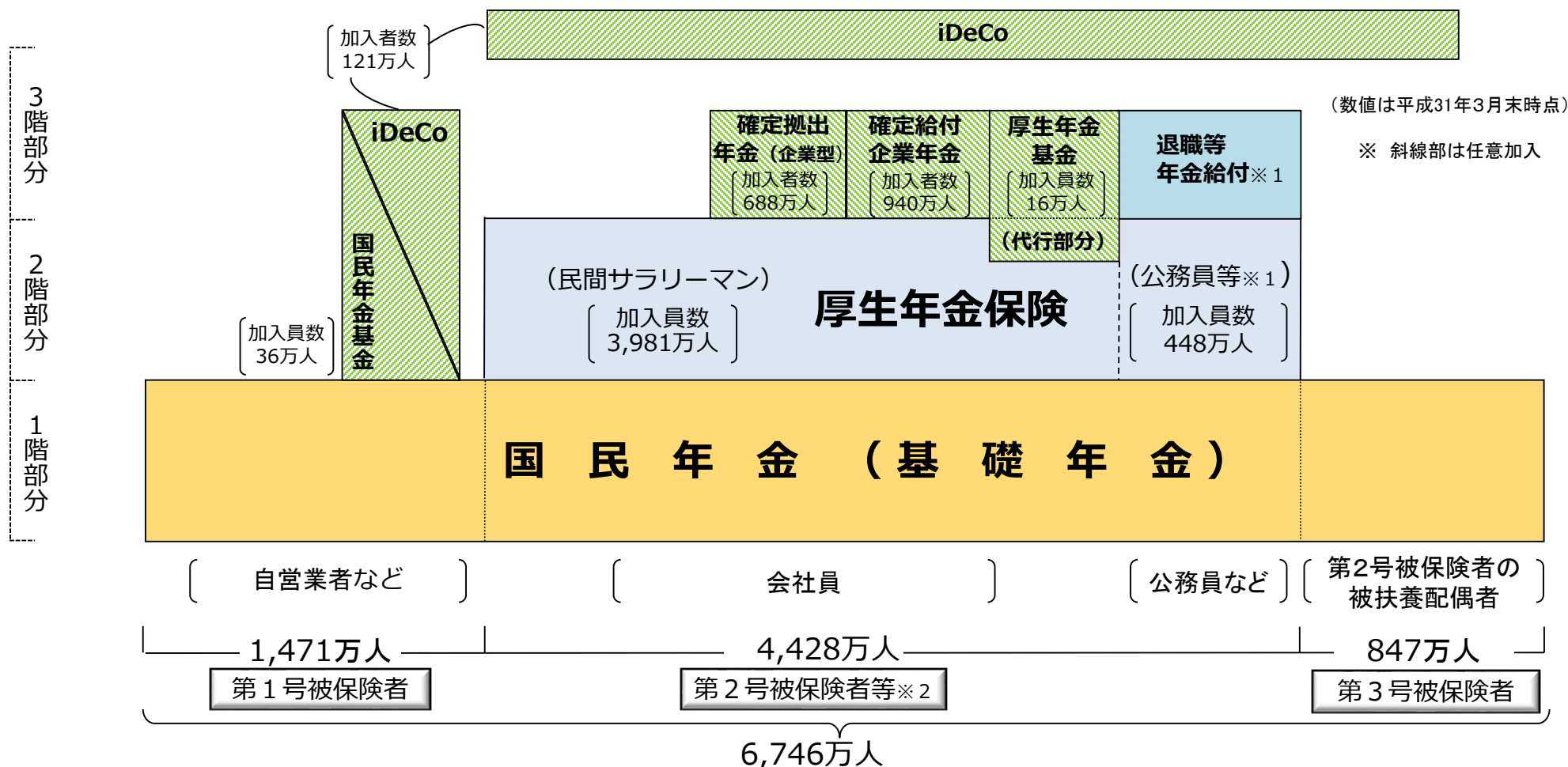


※積立金は、年金財政について長期に収支が均衡しても、短期では収支が均衡しない場合もあることから、その資金繰りを果たす役割も担っている(バッファーフンド)。

年金制度の仕組み

○年金制度は、「3階建て」の構造。

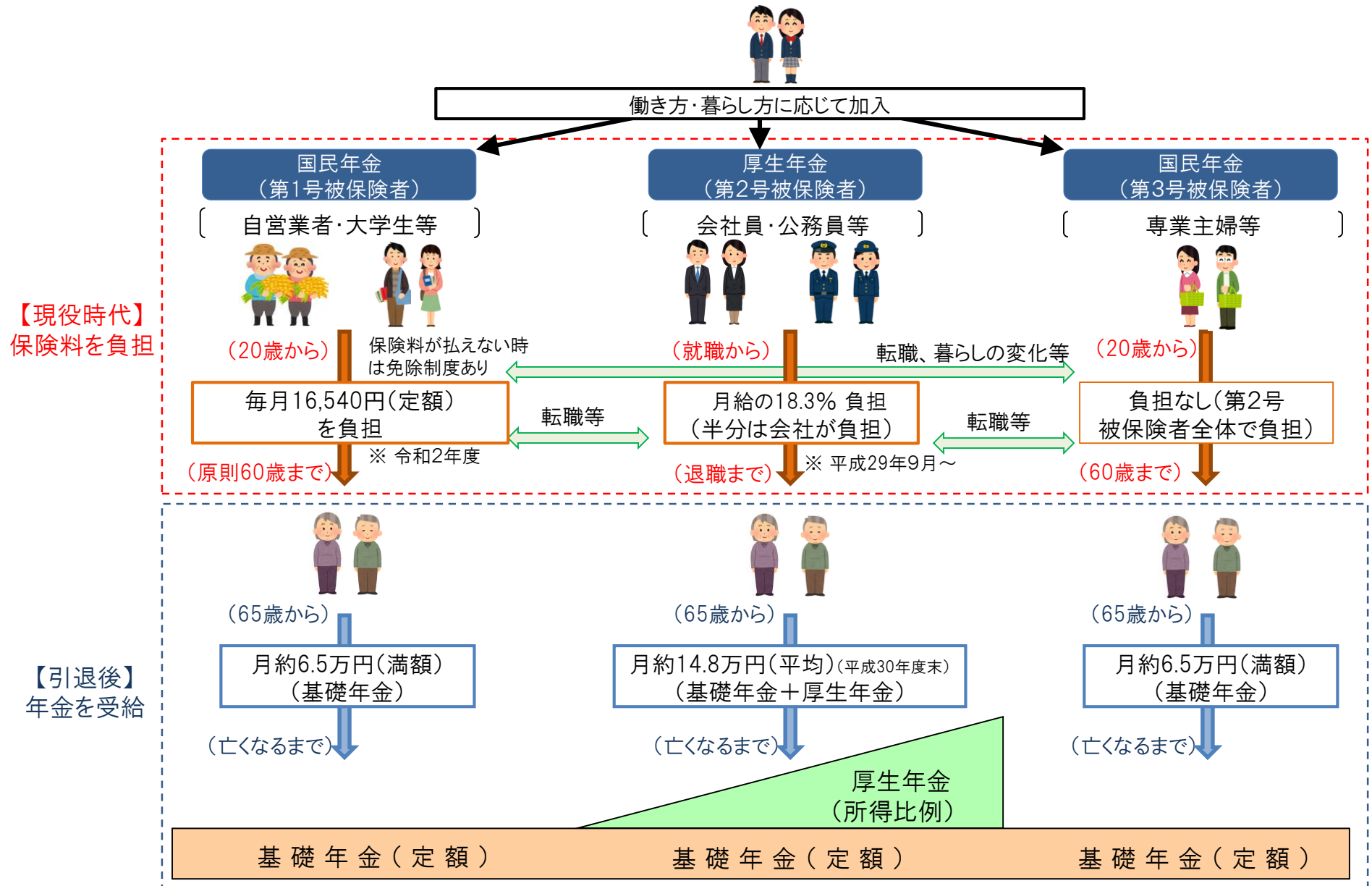
○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

公的年金制度とライフコース



保険料負担と年金給付

○ 年金額は、保険料を納付した期間(月数)と現役時代の賃金額(標準報酬)に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	月16,540円(R2.4~) →平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。	その月の報酬×18.3%(H29.9~) (労使折半) →平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。 ※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。
受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮		
年金給付	基礎年金(老齢)(65歳~) 給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額) 月 65,141円 (令和2年度満額) × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ ※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算	厚生年金(老齢)(65歳~) 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例) 平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$ 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)
平均額: 月5.6万円 (平成30年度末)		1人当たり平均額: 月14.6万円 (基礎含む)(平成30年度末)

(参考)国民年金制度における被保険者種別ごとにみた、適用と負担の関係

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
適用	20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等が該当	民間サラリーマン、公務員が該当	民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者が該当
負担	○ 保険料は定額、月16,540円（令和2年度） ※ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 ※ 産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動 ○ 任意で、付加保険料の納付や国民年金基金、iDeCoへの加入が可能	○ 保険料は報酬額に比例、料率は18.3%（平成29年9月～） ※ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.3%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 ○ 企業により、企業型確定拠出年金や確定給付型年金を実施 ○ 任意で、iDeCoへの加入が可能	○ 被保険者本人は、負担を要しない ○ 配偶者の加入している厚生年金制度が負担 ○ 任意で、iDeCoへの加入が可能

<参考>年金制度の関連数値一覧

被保険者数（公的年金制度全体）	6,746万人（平成30年度末）
確定給付企業年金の加入者数	940万人（平成30年度末）
iDeCoの加入者数	121万人（平成30年度末）
企業型確定拠出年金の加入者数	688万人（平成30年度末）
受給権者数（公的年金制度全体）	4,067万人（平成30年度末）
国民年金保険料の最終納付率[現年度納付率]	74.6%（平成28年度分保険料）[68.1%（平成30年度分保険料）]
保険料収入（公的年金制度全体）	39.8兆円（令和2年度予算ベース）
公費負担額（公的年金制度全体）	13.2兆円（令和2年度予算ベース）
給付費（公的年金制度全体）	55.7兆円（令和2年度予算ベース）
積立金（国民年金・厚生年金）	166.5兆円（平成30年度決算ベース（時価））
年金額	老齢基礎年金 月65,141円（令和2年度） ※ 平均額：月5.6万円（平成30年度末）
	老齢厚生年金 月220,724円（令和2年度・夫婦2人分の標準的な額） ※ 1人あたりの平均額：月14.6万円（基礎年金を含む。厚生年金第1号の平均。）（平成30年度末）

公的年金制度の規模と役割

国民

○公的年金加入者数（平成30年度末） 6,746万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



1,471万人



4,428万人



847万人

○ 実受給権者数（平成30年度末） 4,067万人

・老齢基礎年金（受給者）（平成30年度末）
平均額：月5.6万円

・老齢厚生年金（受給者）
1人あたり平均額：月14.6万円
（基礎年金を含む）



※ 老齢厚生年金（受給者）1人あたり平均額については、厚生年金第1号の平均額

保険料

39.8兆円（令和2年度予算ベース）

国民年金保険料：16,540円（R2.4～）

厚生年金保険料率：18.3%（H29.9～）（労使折半）

Ex）標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
（＝34万円×18.3%×1/2）を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者（第1号厚生年金被保険者）のもの

年金給付

55.7兆円（令和2年度予算ベース）

参考）国の一般歳出
59.9兆円（令和元年度予算）

年金制度

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額
（国民年金、厚生年金）
（平成30年度末）
166.5兆円（時価ベース）

国等

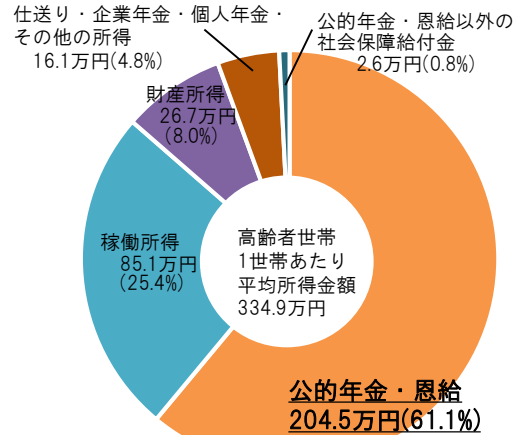
年金への
国庫負担

13.2兆円
〔令和2年度
予算ベース〕

※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額（令和元年度予算ベース）
については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

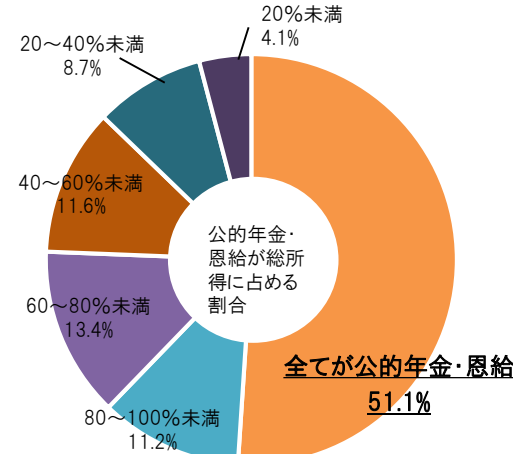
年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



（注）両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

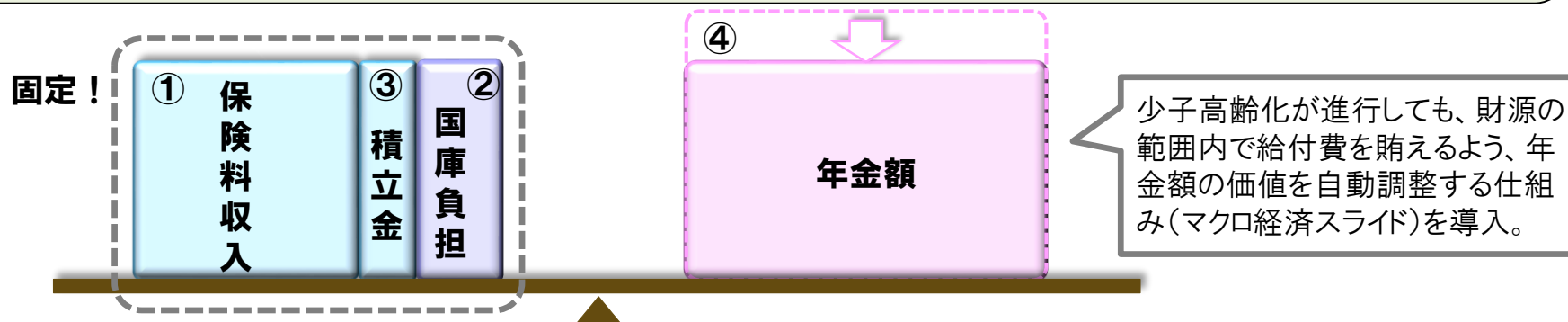
5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



（資料）平成30年国民生活基礎調査（厚生労働省）

公的年金制度の財政の枠組み

- 2004(平成16)年の年金制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了し、基礎年金の国庫負担が2分の1に引上げられたため、収入面の財政フレームは完成。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料: 16,540円(令和2年4月～)

※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

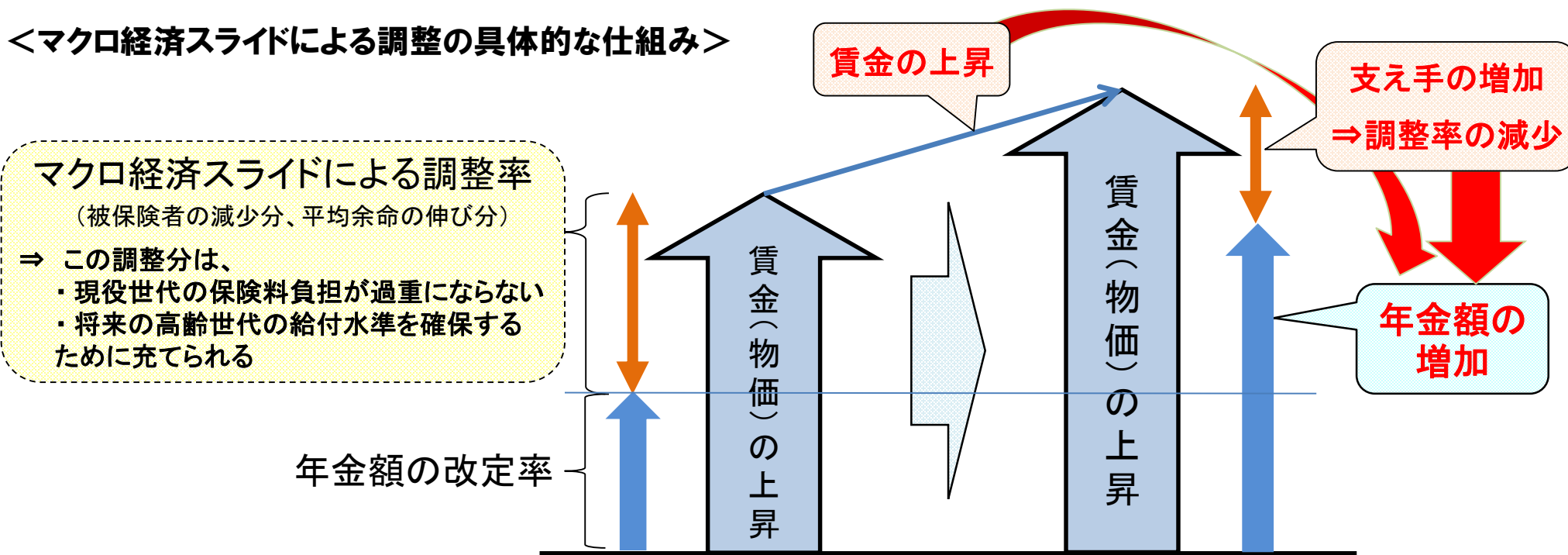
現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率: 61.7%(令和元年度) ⇒ 50.8%~51.9%(令和28~29年度) <令和元年財政検証・ケースⅠ~Ⅲ> 12

「マクロ経済スライド」の考え方

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
 - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

＜マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み＞



＜調整率の算定＞

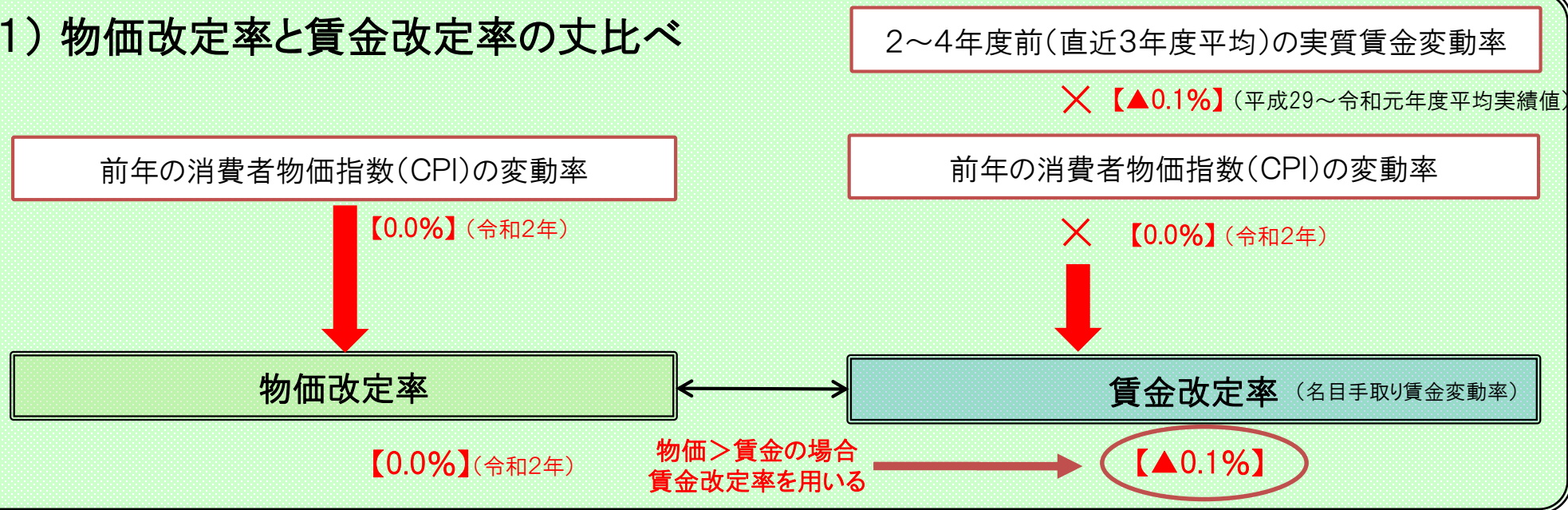
調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率（直近3か年度の実績値の平均値）＋平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）』

年金額の改定(スライド)について(令和3年度)

- 毎年の年金額は、賃金・物価改定率(1)から、マクロ経済スライド調整率(2)を差し引いた改定率により決定する。
※ ただしマクロ経済スライドは、賃金・物価改定率がプラスの時に発動
- 令和3年度の年金額改定率は、0.1%のマイナス改定となる。

(1) 物価改定率と賃金改定率の丈比べ



(1)がプラスの場合、マクロ経済スライドが発動

(2) マクロ経済スライドによる調整

【▲0.1% 令和3年度は発動なし(キャリーオーバー)】

※ 被保険者数の変化率(0.2%)×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)

年金額改定率 【▲0.1%】

年金生活者支援給付金の概要①

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和2年度基準額 年60,360円（月5,030円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※²以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和2年7月までは779,300円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,030円※^3 \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

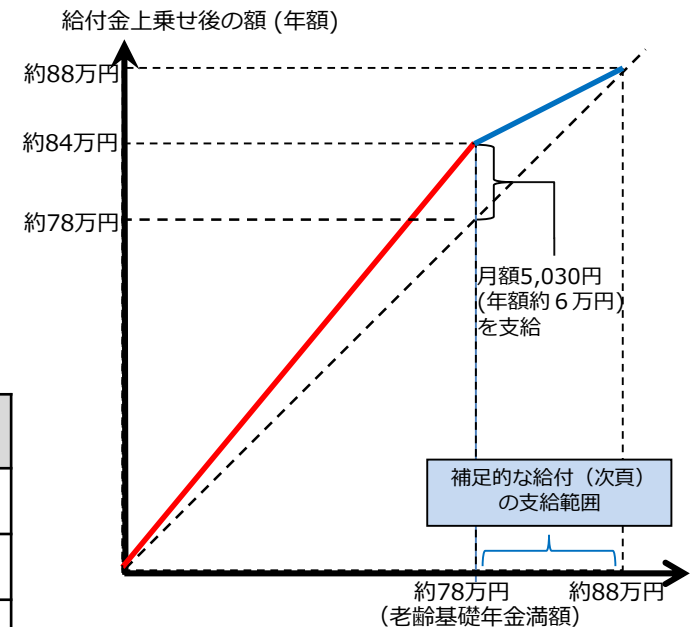
$$= 10,856円※^4 \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,428円）。

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,030円	65,141円	70,171円
240月	0月	2,515円	32,570円	35,085円
360月	120月	6,487円	56,999円	63,486円
240月	240月	7,943円	48,856円	56,799円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

年金生活者支援給付金の概要②

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
※⁵ 令和2年7月までは879,300円。令和2年8月以降は879,900円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※⁶が、462万1,000円以下※⁷であること
- ※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。
- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,030円※ ⁸ （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,288円※ ⁸ （月額） |
- ※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
- ・手続…本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用…全額国庫負担（令和2年度予算額：約4,908億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

財政検証について

2004(平成16)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

	所得代替率	= (夫婦2人の基礎年金	+	夫の厚生年金)	÷	現役男子の平均手取り収入額
2019年度:	61.7%	13.0万円		9.0万円		35.7万円

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント

2004 (平成16) 年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ①上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限： 国民年金17,000円※（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
 - ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ ③積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

（※）産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

財政検証

- 少なくとも5年ごとに、
 - 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、

- ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
- ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、

- ・2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。
（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば）
- ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金が無くなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）

- ・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ **適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

⇒ **経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要**

年金制度に関する周知・広報の主な取組み(令和3年度)

1 令和2年改正年金法の周知

- 「社会保険適用拡大特設サイト」を活用し、インターネットでの情報発信や、業界団体と連携した普及・啓発、「専門家活用支援事業」などを行う。

＜特設サイト＞（令和2年度制作） ＜ガイドブック＞



2 Webアプリの開発

- 個々人の年金を「見える化」するため、令和3年度前半にWebアプリの試作版を開発し、年度後半にテスト（実証実験）を行う。なお、運用開始は令和4年4月（予定）。



3 若年世代向け学習教材の開発

- 令和2年度に制作した「年金のひみつ」や「クイズ動画」を活用して広報を実施する。令和3年度は、中高生向け学習教材（オンライン）の開発を行う。

小学生向け

中高生向け

大学生向け～

- 年金のひみつ（令和2年度制作）



- クイズ動画（令和2年度制作）

QuizKnock

- 「学生との対話集会」

令和3年度制作予定

- 中高生向け学習教材

- 財政検証HP改訂

4 若年世代向け参加型広報

- 年金広報コンテスト

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「令和の年金広報コンテスト」を開催。

＜大臣賞受賞作品＞
ポスター部門

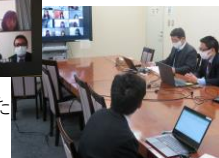


- 「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省（年金局）職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、学生が年金について考えるきっかけにするとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かす。



オンラインを活用した
学生との対話集会

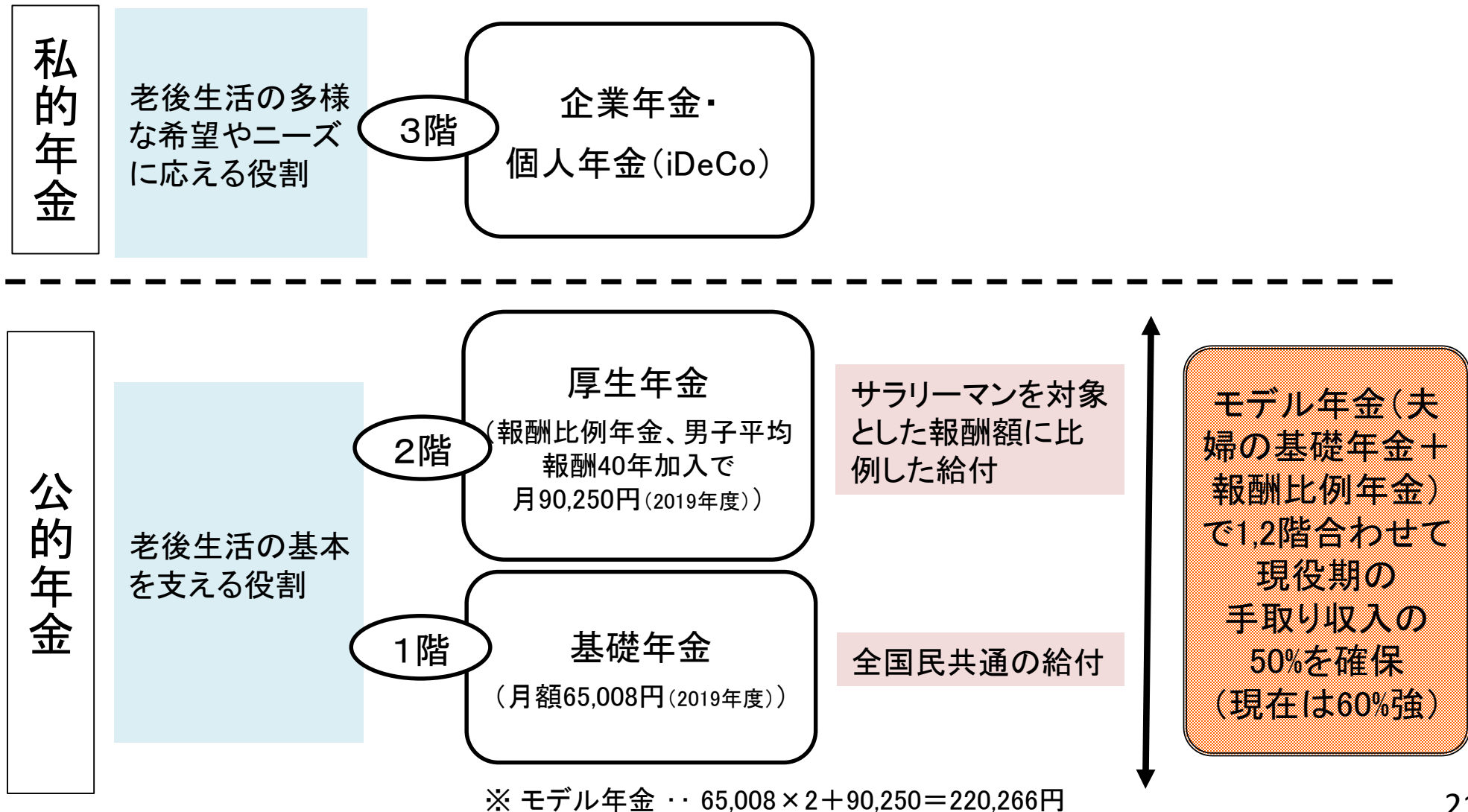


2. 私的年金制度について



年金制度の設計の考え方

- 我が国の年金は、3階建ての構造。1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様な希望・ニーズに対応。



企業年金・個人年金制度の全体像

企業が従業員の
ために実施

将来的な給付額を
保証
(確定給付型)

【厚生年金基金】

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して行っている。

【確定給付企業年金】

掛金負担は、事業主拠出が原則。
規約で定めた場合、加入者も事業主掛金額を越えない範囲で拠出可能。

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

【確定拠出年金(企業型)】

掛金負担は、事業主拠出が原則。
規約で定めた場合、加入者も事業主掛金額を越えない範囲で拠出可能。

個人が自ら加入

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

【確定拠出年金(個人型)】

加入者本人が自ら掛金を拠出。
※中小企業については、事業主も拠出可能。

将来的な給付額を
保証
(確定給付型)

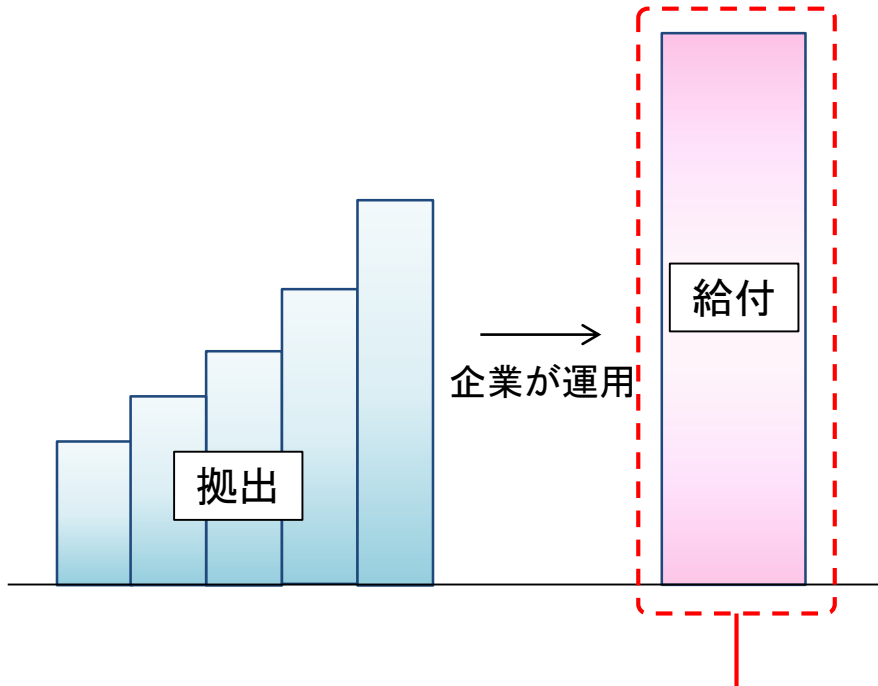
【国民年金基金】

自営業者等が自ら掛金を拠出。

給付建て(DB)と拠出建て(DC)の基本的仕組み

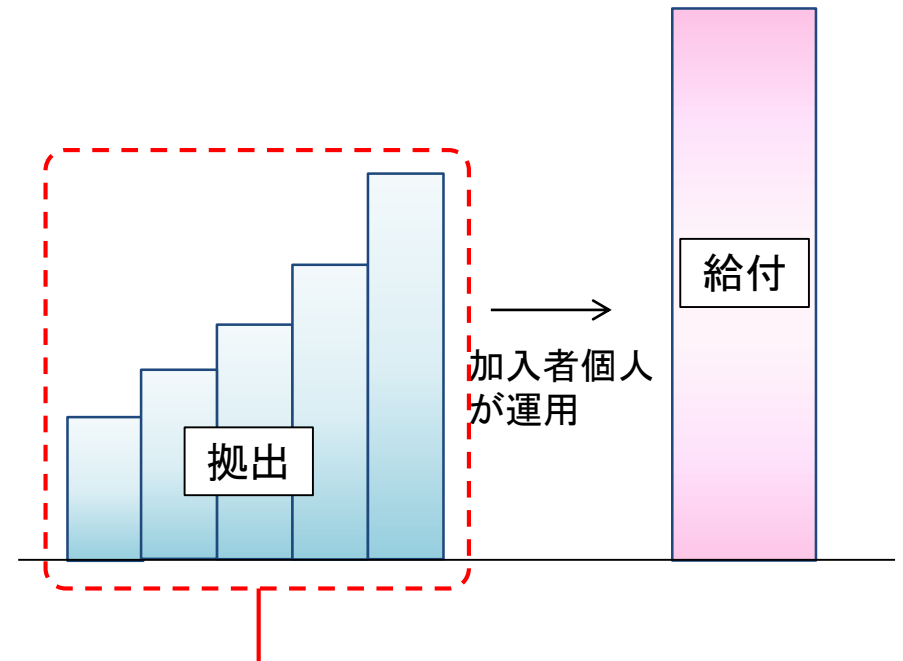
- 給付建て(Defined Benefit。DB)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て(Defined Contribution。DC)は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

DB(Defined Benefit)のイメージ



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

DC(Defined Contribution)のイメージ



あらかじめ拠出額が決まっている

退職給付制度の類型

内部積立

○ 内部留保型の退職一時金、自社年金

- ・ 税制上の優遇は受けられないが、自由な制度設計をすることが可能。
- ・ ただし、労働基準法の「退職手当」に該当し、同法の適用を受ける。

外部積立

- 適格退職年金(2011年度末で廃止)
- 厚生年金基金(2013年度末で新設終了)
- 確定給付企業年金(DB)
- 確定拠出年金(DC)

一般にこのタイプが「企業年金」と呼ばれる。



年金資産の外部保全のほか、受給権保護等の観点から設けられた各種の適格要件を満たすことで、税制上の優遇措置(事業主は掛金を損金算入、従業員に対する課税も受給時まで繰り延べられる仕組み)が認められている。

- ・ 給付に要する費用の積立義務、定期的な財政検証の実施、積立不足の解消
- ・ 運営や資産運用に関わる者の受託者責任
- ・ 加入者等に対する財政状況等の情報開示 等

※ 企業年金は制度運営の責任が事業主にあるが、退職給付制度には、「中小企業退職金共済制度」「特定退職金共済制度」のように、企業が実施主体に掛金を納付し、実施主体が給付を行うもの(制度の運営の責任が事業主とは別の主体にあるタイプ)もある。

退職給付制度の実施状況

- 企業年金(厚生年金基金・DB・企業型DC)よりも、社内積立の退職一時金の実施率が高い。また、企業年金を実施していても、退職一時金と組み合わせていることが多い。

退職一時金制度の実施状況

(%)

退職一時金制度 がある企業	退職一時金制度の分類(複数回答)			
	社内積立	中小企業退職 金共済制度	特定退職金 共済制度	その他
73.6	41.9	32.4	8.5	7.7

退職一時金制
度のみ実施
(59.1%)

退職一時金・
企業年金併用
(14.5%)

企業年金制度
のみ実施
(6.9%)

企業年金制度の実施状況

(%)

企業年金制度 がある企業	企業年金制度の分類(複数回答)			
	厚生年金基金	確定給付 企業年金	企業型 確定拠出年金	企業独自の年金 (税制優遇なし)
21.5	4.3	9.3	10.2	0.8

企業年金制度の変遷①

- 我が国の企業年金は、退職金(退職一時金)からの移行という形で形成された。

退職一時金の普及

- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金(退職一時金)を充実。
- 1959(昭和34)年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、「中小企業退職金共済制度」を創設。

退職一時金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職一時金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
- この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
- この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962(昭和37)年に税制上の「適格退職年金制度」を創設(※)。
- (※)企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税(特別法人税)。

公的年金と退職一金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職一時金との調整が課題。
- 1965(昭和40)年の厚生年金制度改正(1万円年金の実現)に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」を創設(1966(昭和41)年10月施行)。
- (※)一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

企業年金制度の変遷②

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999(平成11)年から2年間、運用時の課税凍結(特別法人税の課税凍結)。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000(平成12)年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001(平成13)年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度(DC)」、2002(平成14)年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度(DB)」を創設(厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化)。

<既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

<社会経済情勢との関係>

新制度創設の要請

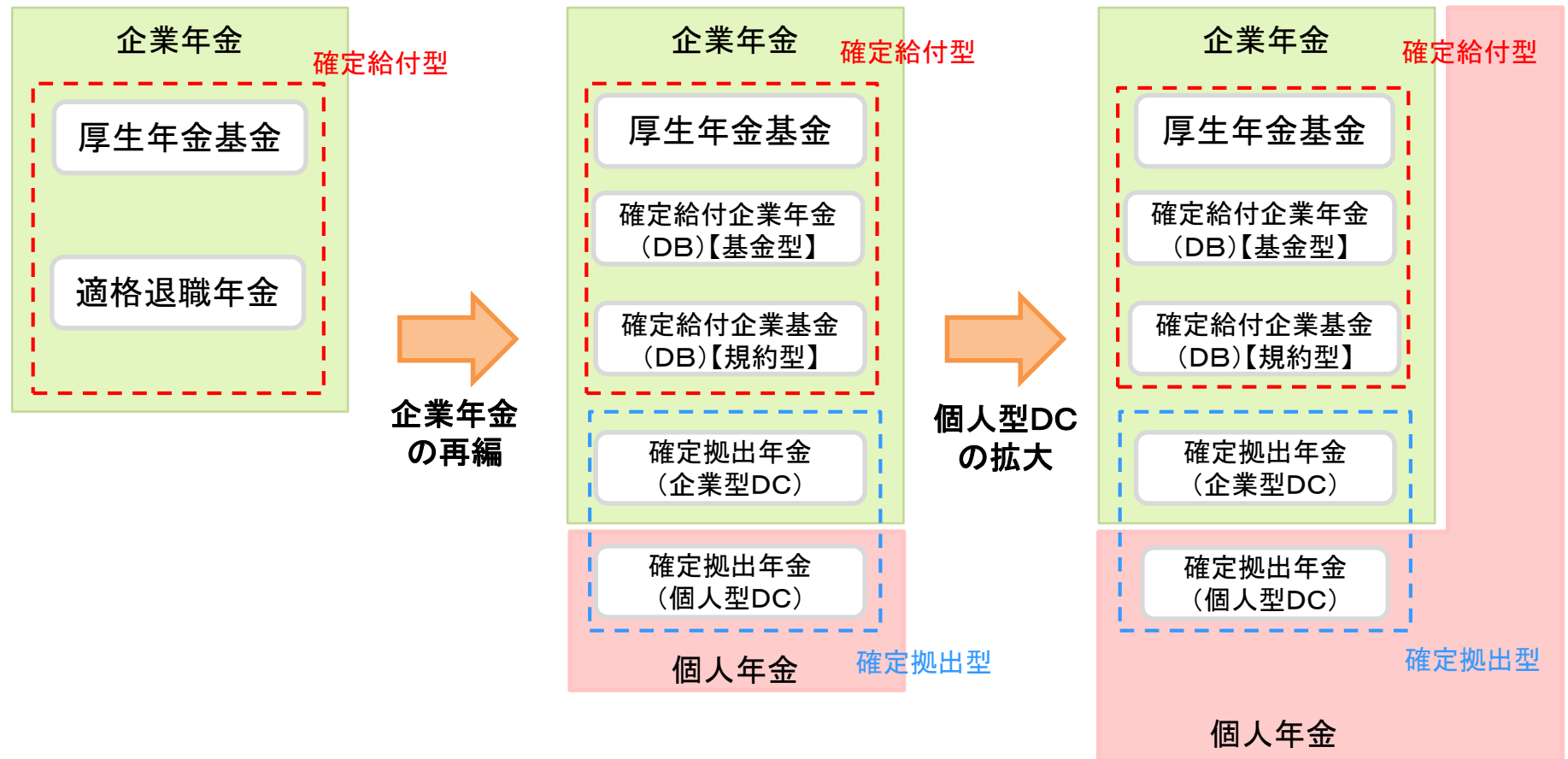
雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

確定拠出年金制度(DC)
の創設

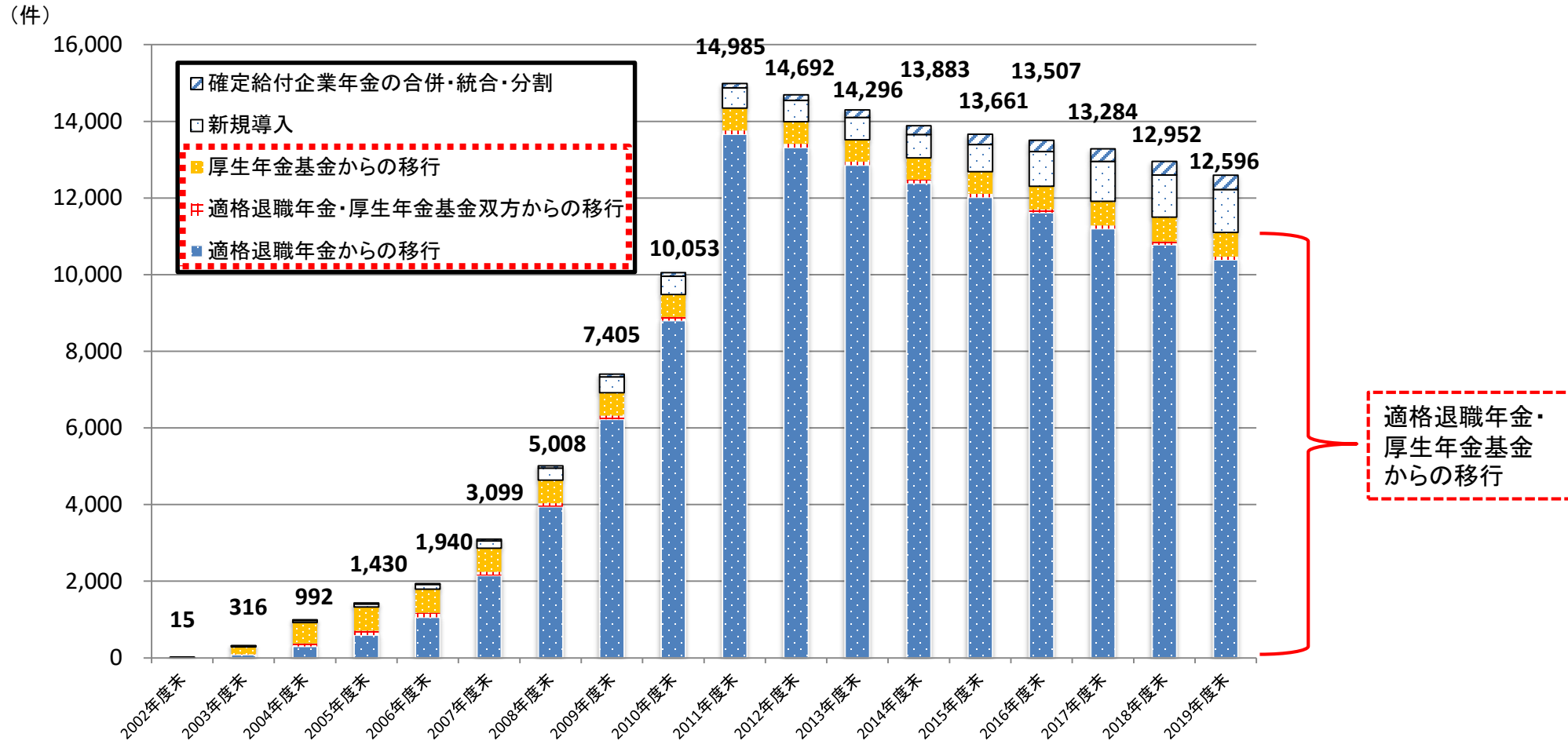
企業年金・個人年金制度の変遷(全体像)

- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金を承継した給付建ての制度として創設された。
- 確定拠出年金(DC)は、米国401(k)を参考にしつつ、拠出建ての新たな企業年金の制度として創設された。
- 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))は、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のための制度として創設されたが、2017(平成29)年1月、企業年金加入者、公務員等共済加入者、国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。



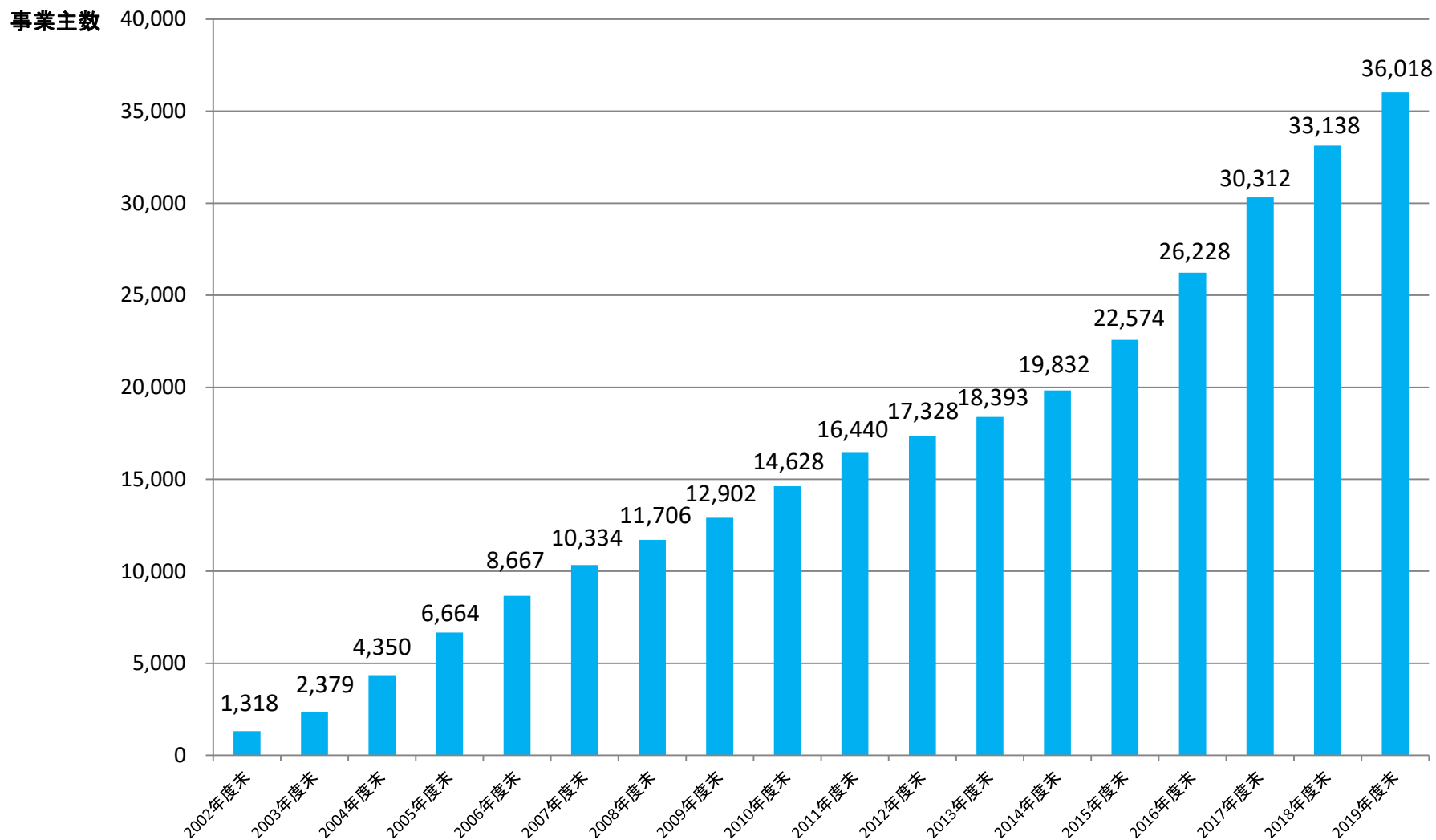
確定給付企業年金(DB)の推移(設立時の移行元別・件数)

○ 確定給付企業年金(DB)の大半が、適格退職年金制度や厚生年金基金からの移行となっている。



(出所)厚生労働省調べ

企業型確定拠出年金(企業型DC)を実施する事業主数の推移



(出所)厚生労働省調べ

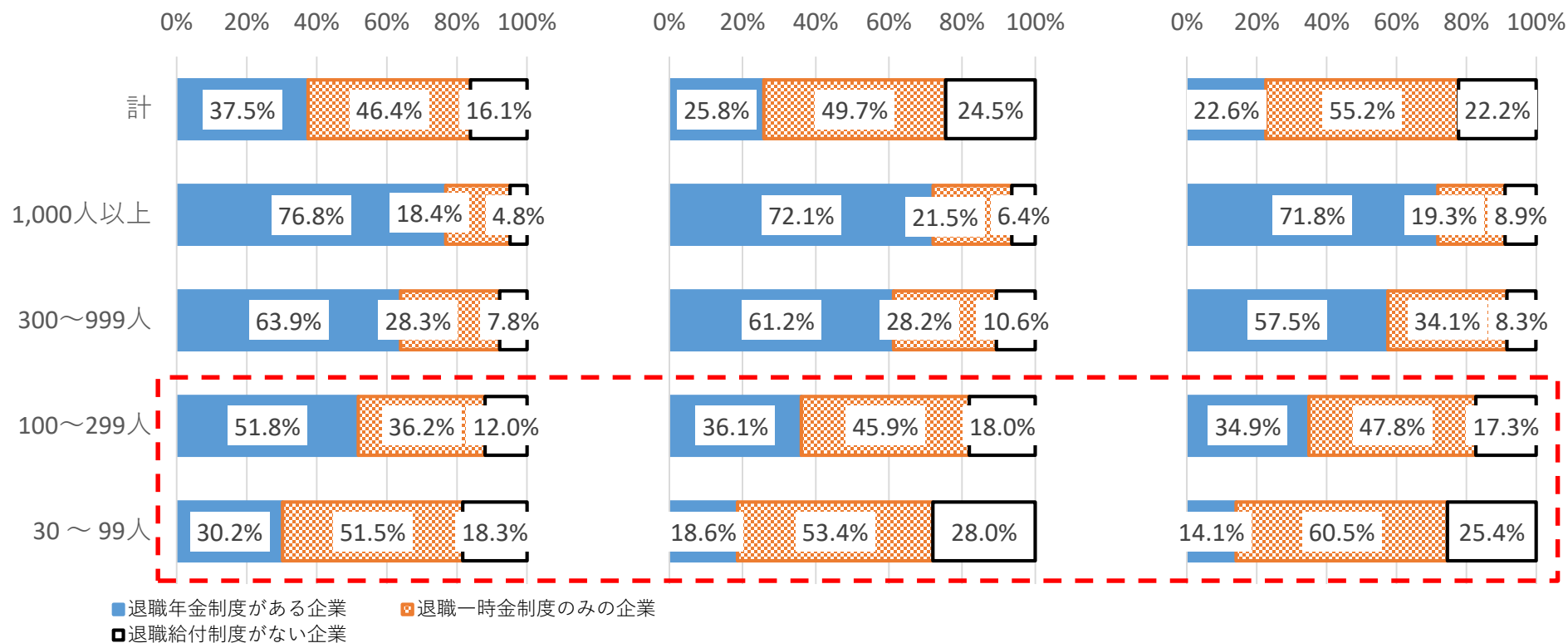
企業年金の実施状況(従業員規模別)

- 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。
- すべての従業員規模で退職年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模300人未満で減少が大きい。

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2008(平成20)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2013(平成25)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2018(平成30)年）



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2018(平成30)年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

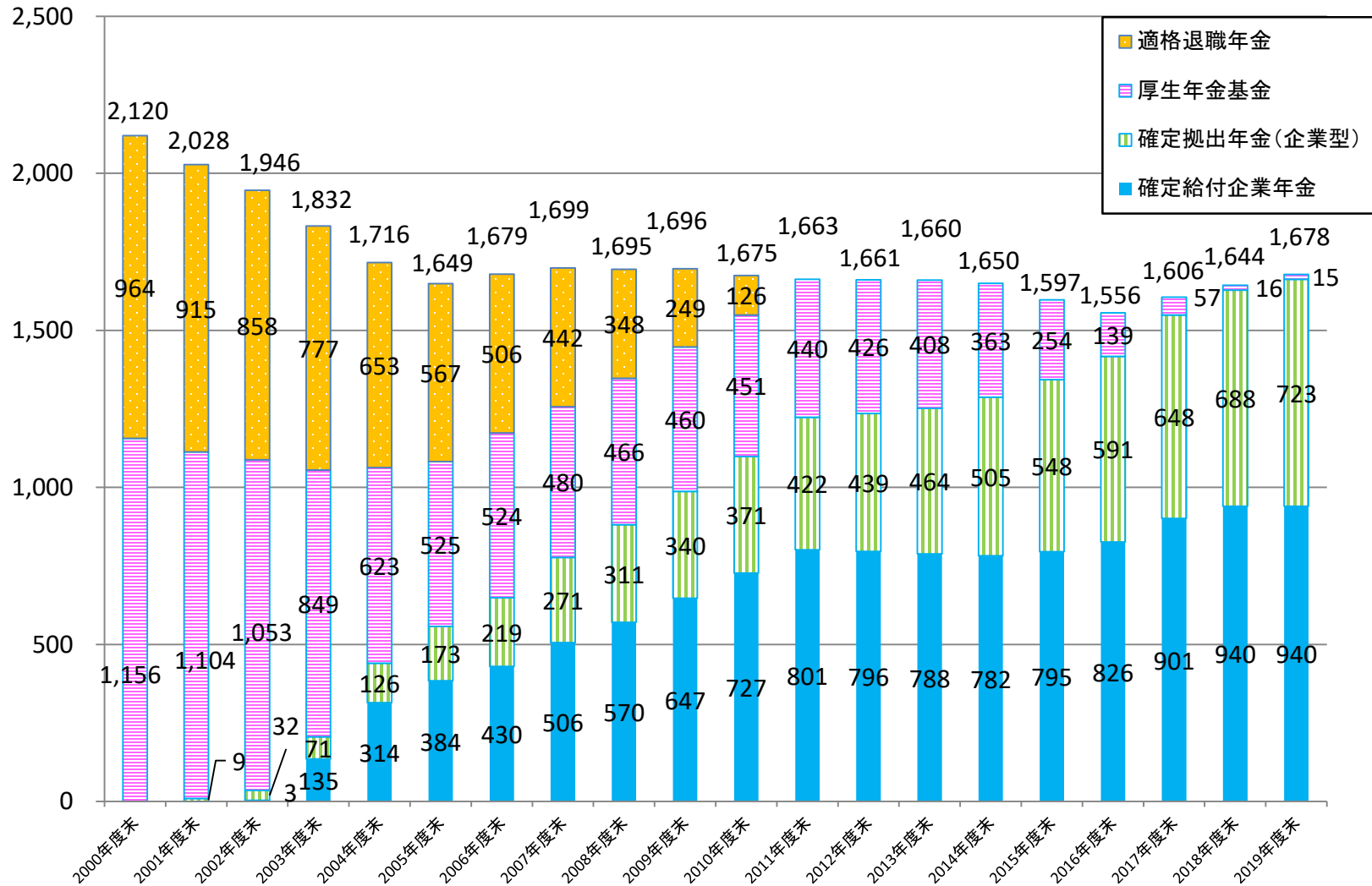
企業年金の加入者数の推移

○ 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)に移行。

○ この間、企業年金の加入者数は減少。

※各制度の加入者数の重複は控除していない。

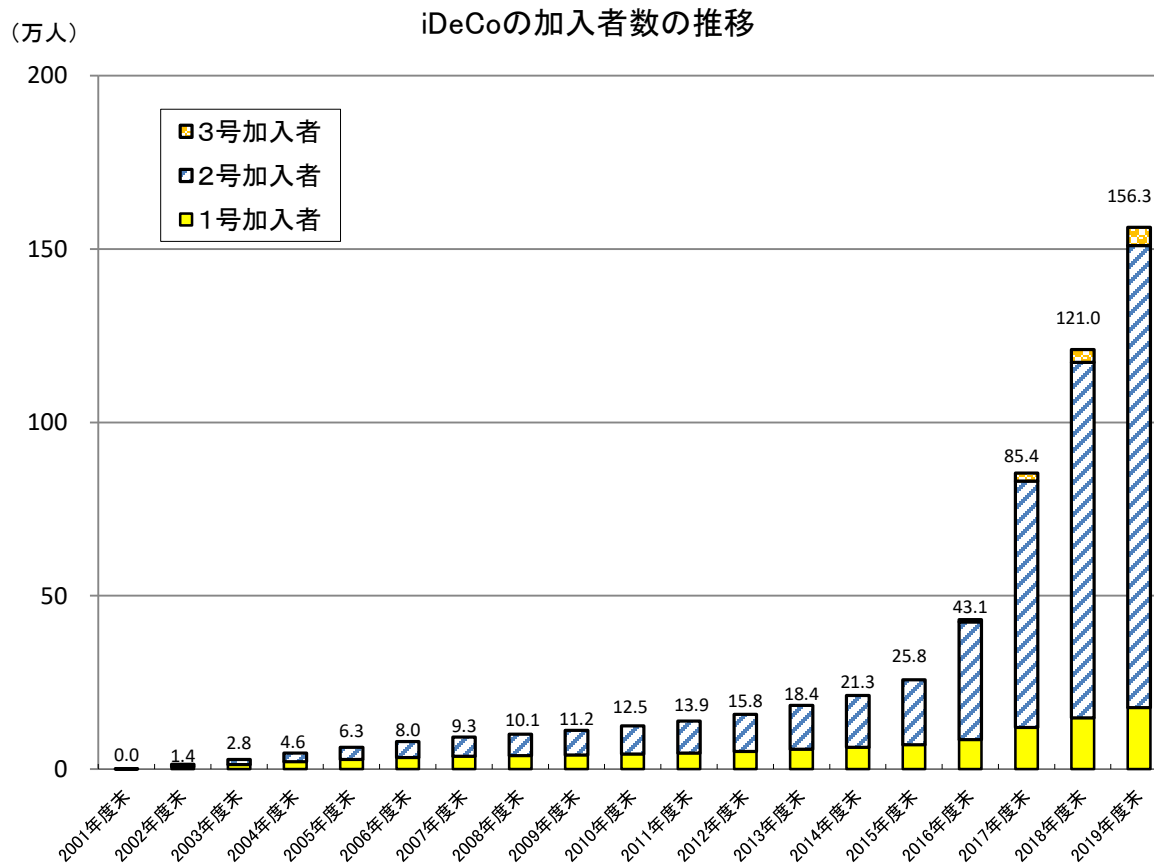
加入者数(万人)



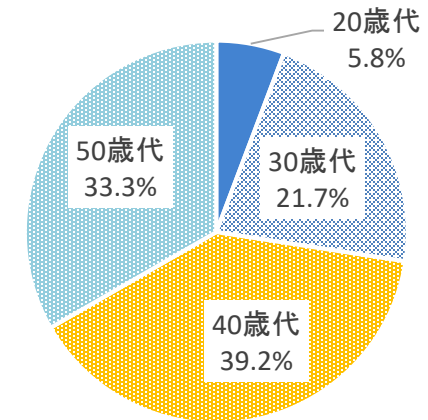
(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、確定拠出年金: 厚生労働省調べ

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28)年9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo(individual-type Defined Contribution pension plan)に決定。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が増加。2020(令和2)年3月末現在、156.3万人。



iDeCo加入者の年齢構成
(2020(令和2)年3月末現在)



(出所)国民年金基金連合会調べ

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)の拠出・給付の仕組み

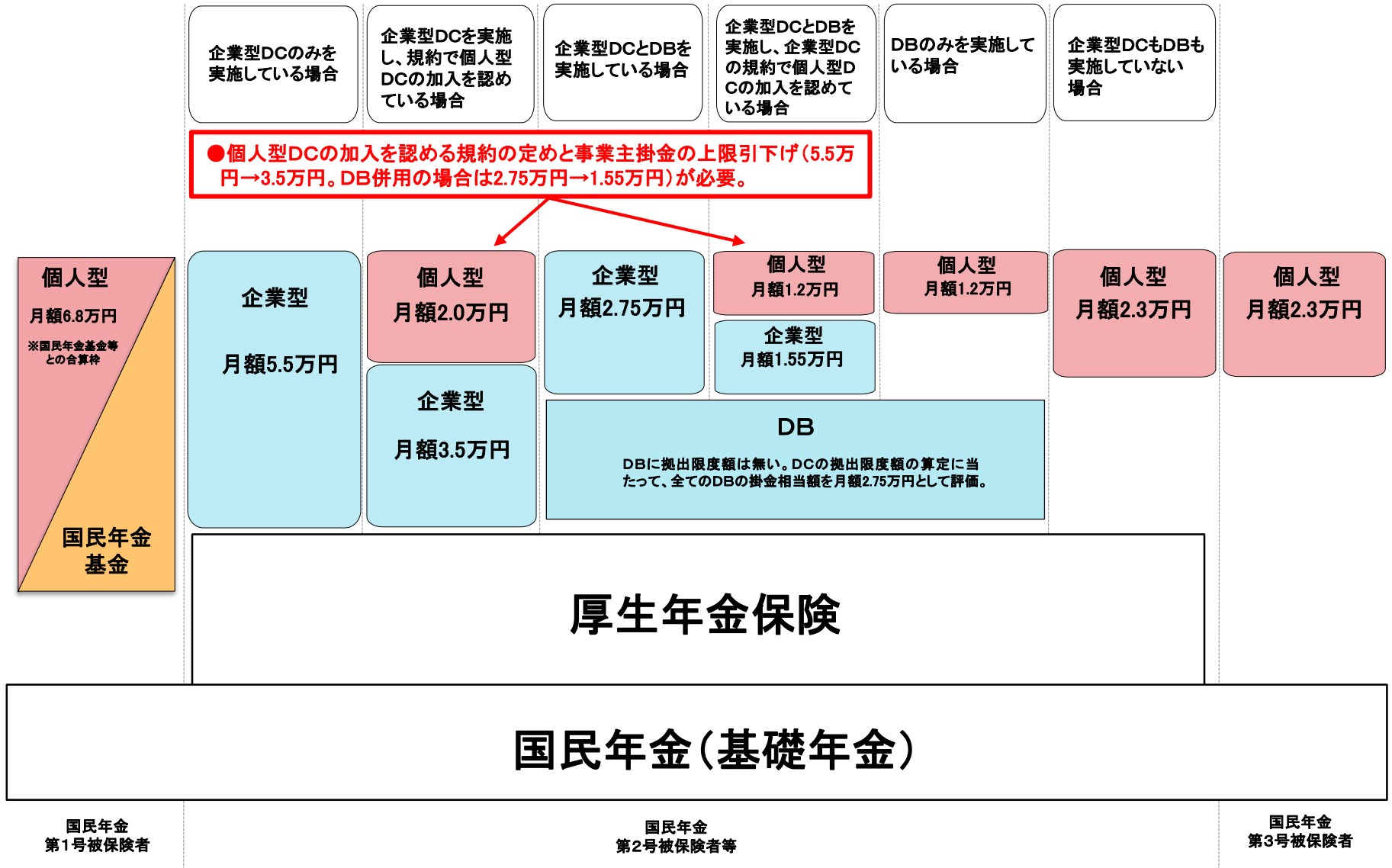
- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、確定拠出年金(DC)は、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金額を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金額を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型(iDeCo)】 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる (繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳～75歳の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

※1:「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の完全施行後の状況を記載している。

※2:国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

現行のDCの拠出限度額(～令和4年9月)



※1 企業型DC加入者は、マッチング拠出ができることを規約に定めない場合であって、①個人型DCに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用型の場合は月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※3 DBには、厚生年金基金、私学共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付を含む。

企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(令和4年10月～)

令和2年改正法
による改正内容

企業型DCのみを
実施している場合

企業型DCとDBを
併せて実施している場合

DBのみを
実施している場合

企業型DCもDBも
実施していない場合

- 規約の定めと事業主掛金の上限引下げを不要とする。
- ただし、企業型DCの事業主掛金額が3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減。

個人型DC
月額6.8万円

※国民年金基金等
との合算枠

国民年金
基金

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

個人型DC
月額1.2万円

企業型DC
月額2.75万円

個人型DC
月額1.2万円

個人型DC
月額2.3万円

個人型DC
月額2.3万円

DB

DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当
たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。

厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※3 DBには、厚生年金基金、私学共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付を含む。

DBごとの掛金相当額を反映後(政令で定める日から施行)

令和3年度税制改正要望
において認められた内容

企業型DCのみを
実施している場合

企業型DCとDBを
併せて実施している場合

DBのみを
実施している場合

企業型DCもDBも
実施していない場合

- 企業年金(企業型DC・DB)に加入する者の個人型DCの拠出限度額を公平化。
- 事業主掛金(企業型DCの事業主掛金額とDBごとの掛金相当額)が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減。

個人型DC
月額6.8万円

※国民年金基金等
との合算枠

国民年金
基金

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
+DB
企業型DC;「月額5.5万円
-DBごとの掛金相当額」

個人型DC
月額2.0万円

DB
DBに拠出限度額は無い

個人型DC
月額2.3万円

個人型DC
月額2.3万円

厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。DBの掛金相当額は、DBごとにその給付水準からDCの事業主掛金の月額に相当する額として算定したもので、複数のDBに加入している場合は合算。DBには、厚生年金基金、私学共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付を含む。

施行日の時点で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主については、月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除した額が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出が可能(経過措置)。ただし、施行日以後、企業型DC規約の掛金又はDB規約の給付設計の見直しを行った場合は、経過措置の適用を終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が企業型DCの拠出限度額(月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※2 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金(企業型DCの事業主掛金とDBごとの掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

企業年金加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し

令和3年度税制改正要望
において認められた内容

- 全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、DBごとに個別に評価することに伴って、企業年金(DB・企業型DC)に加入する第2号被保険者の個人型DCの拠出限度額について公平を図る。
【2022(令和4)年10月以降の政令で定める日から施行】

【個人型DCの拠出限度額】

	2022年10月～	政令で定める日～
第1号被保険者	月額6.8万円	同左
第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入する者	月額5.5万円－企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円が上限)	月額5.5万円－(企業型DCの事業主掛金額＋ DBごとの掛金相当額) (ただし、月額2万円が上限)
②DBと企業型DCに加入する者	月額2.75万円－企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円が上限)	
③DBのみに加入する者(公務員を含む)	月額1.2万円	
④企業型DC・DBに加入していない者	月額2.3万円	同左
第3号被保険者	月額2.3万円	同左

DCの拠出限度額(月額)の推移

	第1号被保険者	第2号被保険者				第3号被保険者
		①企業型DCのみを実施(加入)している場合	②企業型DCとDBを併せて実施(加入)している場合	③DBのみを実施(加入)している場合(公務員を含む)	④企業型DCもDBも実施(加入)していない場合	
	個人型	企業型	企業型	個人型	個人型	個人型
制度創設時 企業型:2001(平成13)年10月1日 個人型:2002(平成14)年1月1日	68,000円	36,000円	18,000円	—	15,000円	—
2004(平成16)年10月1日以降	(変更なし)	46,000円 (+10,000円)	23,000円 (+5,000円)	—	18,000円 (+3,000円)	—
2010(平成22)年1月1日以降	(変更なし)	51,000円 (+5,000円)	25,500円 (+2,500円)	—	23,000円 (+5,000円)	—
2014(平成26)年10月1日以降	(変更なし)	55,000円 (+4,000円)	27,500円 (+2,000円)	—	(変更なし)	—
2017(平成29)年1月1日以降	(変更なし)	(変更なし) うち個人型 20,000円(※1)	(変更なし) うち個人型 12,000円(※1)	12,000円	(変更なし)	23,000円
2022(令和4)年10月以降の政令で定める日から施行	(変更なし)	55,000円－DBごとの掛金相当額 (※2) うち個人型 55,000円－(企業型DCの事業主掛金額+DBごとの掛金相当額) (ただし、20,000円が上限)			(変更なし)	(変更なし)

※1 マッチング拠出ができることを規約に定めない場合であって、①個人型DCに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用型は月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※2 DBの掛金相当額は、DBごとにその給付水準からDCの事業主掛金の月額に相当する額として算定したもので、複数のDBに加入している場合は合算。DBには、厚生年金基金、私学共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付を含む。